

尼崎市子ども・子育て審議会第3回利用者負担検討部会 議事録

開 催 日 時	平成 31 年 4 月 18 日（木） 午後 6 時 30 分～午後 8 時 10 分
開 催 場 所	尼崎市立すこやかプラザ ホールB
出 席 委 員	田邊部会長、橋本副部会長、梅本委員、濱名委員、玉木委員、吉澤委員
議 題	（１）第１回、２回利用者負担検討部会の議事内容について （２）「幼児教育無償化制度に係る尼崎市の保育料利用者負担」中間答申（案）について （３）その他
資 料	・資料１ 幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要 ・資料２ 消費税率値上げと無償化の財源について ・資料２－２ 幼児教育・保育の無償化に伴う新たな市負担に係る考え方 ・資料３ 幼児教育の無償化の具体的なイメージ（例） ・資料４ ３号保育料表・標準時間（現行・改正案） ・資料５ 平成 30 年度 4 月 1 日時点階層別の利用者の人数及び人数の構成割合について ・資料６ 平成 29 年度「２号・３号認定子ども」の保育料について（阪神間各市） ・資料７ 現行と無償化後の保育料総額の差額について ・資料８ 尼崎市の財政状況（平成 29 年度決算） ・資料９ これまでの本市の保育料の体系の見直しの経緯と課題について

開会

- 配布資料の確認

１ 第１回、２回利用者負担検討部会の議事内容について

- 資料２、資料２－２、資料３、資料４、資料５、資料６、資料７、資料８、資料９に基づき、事務局から説明

部会長

ありがとうございました。前回までの復習をしていただきました。

１つ目は、国の無償化制度について、消費税が増税され、財源が担保できると思いましたが、どこに充当されるかわかりません。消費税が増税しても、地方交付税や交付金が減らされるかもしれません。具体的なビジョンが見えてこない状況の中で、財源の担保はあやしい状況だと思います。

２つ目に、利用者負担の特徴としては、所得が低い人は負担を減らすということです。その中でもD５階層、D６階層の部分は差額が大きいのではないかとということで、D６階層をさらに分割し、新D６－１階層、新D６－２階層を設定するという案を出していただきました。

3点目は、「尼崎市の保育料は高い」とよく言われており、部分的に見れば他市と比べても高いところはあると思いますが、全体を見れば、決して高い設定ではないという資料を出していただきました。

4点目は、無償化が実施されると利用者負担が減るということです。

5点目は、尼崎市の財源は非常に厳しく、やり繰りが大変だということです。

2 「幼児教育無償化制度に係る尼崎市の保育料利用者負担」中間答申（案）について

●事務局から説明

部会長

いわゆる待機児童対策というのは、市の最優先項目として予算も充てられるのだと思いますが、保育料の利用者負担の問題に関しては、なかなか財源的な担保を得ることは難しく、市が単独で1千万円以上捻出しなければいけなく、人件費などを削減し、何とか捻出し、それが決まり次第、充足して運営していこうという考え方で、間違いありませんか。

事務局

庁内でも調整しておりますが、まず、保育施設等や就学前教育・保育に影響を与えるような捻出は絶対にできないと認識しています。ただ、重点化と言っている中では、実際に一般財源として出せる金額は限られています。実際に、平成31年度の新規政策の中で保育部門も政策要求をしました。しかしながら、財源が厳しいため、優先度が高いものから順に予算をつけているという現状でございます。

利用者負担についても、無償化が実施されるに併せて何らかの財源がでてくるのではないかとこの考えがありました。確認している中では、消費税が増税されても、増税分だけで対応するのは厳しいと思います。消費税増税分が充てられたとしても、バランスを取るために、もう一方の一般財源である地方交付税が減らされて、プラスマイナス0になってしまいます。財源が出てこないということで進んでいることを確認させていただきます。

この案を前に進めるためには、市の内部で、何とか財源を捻出する形で進めていく必要があります

部会長

結果的には「実施時期は財源の目途が立ち次第」ということですね。結論まで進んでしまった感じですが、他にご意見等はございませんか。

財源の確保がはっきりと言えない段階では、階層間格差をうまく緩和していくことも、事実上難しいと思いますので、しばらくは現行のままですが、財源状況を見定めてからD5階層、D6階層の階層間格差の緩和策を検討し、実施していくという考え方です。

事務局

この内容で答申をいただきますと、市としても、そのように動かなくてはいけなくなりますので、「財源捻出のための取り組みを本市は行っていく」という形になります。

早い時期にこの答申案を出していただければ、今年度の政策調整の中で取り上げていける可能性もあります。実施時期が伸びる可能性もありますが、財源調整については市としても努力して

いきたいと考えております。

部会長

政策調整に入るので、早い段階に中間答申を出し、枠を確保していただいた方が、優先度が増すのではないかと思います。

委員

質問いたします。階層のところはよくわかりましたが、12 ページの「現行の無償化後の保育料総額の差額について」という資料で、今後、保護者が支払う額の関係性がここに載っていますが、これはどのような意味でしょうか。

事務局

ここに記載しているのは、あくまでも、数パターンを想定した分について、無償化との関係を記載しているだけです。したがって、3 歳児から 5 歳児の方、0 歳児から 2 歳児で住民税非課税の方が無償化になるということで、トータルでどのくらいになるのかを資料として出したものです。これは基本的に無償化だけについて書いてありますので、それ以外の 3 号認定の部分で階層格差があるという課題について、どのような取り組みができるのかということは、また別の話になります。

委員

わかりました。気になったことは、給食費が国から 7,000 円出るということが示されています。その部分でいえば、必ずしも 0 円ではないと感じますがいかがですか。

事務局

無償化によって、2 号認定こどもは主食費だけだったものが、副食費も加えられるという動きがあります。ただし、国では世帯年収 360 万円相当未満については免除という形になっています。本市でも、C 2 階層までは間違いなく免除となり、D 1 階層についても半分ほどの方が免除になります。D 1 階層の 3 歳以上の保育料はおよそ 18,600 円だと思いますので、今まで主食費に加えて、仮に 4,500 円を支払っていたとなると、無料にはならない可能性があります。保育料は無償化になっても、副食代は必要になる場合もあります。

委員

わかりました。この資料がどのような形で開示されるのかわかりませんが、一般の保護者には、まだそのような説明は行き届いていません。「無償化」と聞けば、「子どもを保育所に預けて働きたい」と思いますし、この資料を見れば、「無償化後 0 円」とありますので、そのように理解します。実際に、いくらか請求されるということになるのであれば、誤解を与える可能性があるのではないかと感じます。できれば主食費についても記載ができればよいと思いますが、いかがですか。

事務局

主食費の事はまだ確定しておらず、国からの情報も届いていない部分もあります。特に、事業

をされている法人に方々には、説明をしていかなければいけないと考えています。

委員

「幼児教育無償化制度に係る」というタイトルで答申書をつくられています、今のご説明では 12 ページは無償化について、15 ページは階層格差の話ということです。結論のまとめでは、提案されていることは、「差は大きかった階層の差を 2 段階に分ける」という階層化のことだけです。タイトルと少し趣旨がずれてしまうと思います。書き方としては、無償化でどのようなかを示し、不透明な部分が多いので、とりあえず緊急に階層の分割をしたというニュアンスでよろしいでしょうか。

15 ページのように 3 段階にすると、市の負担は増えますか、減りますか。具体的な数字はわかりますか。

事務局

増えます。数字としては、1～2 千万円くらいになると思います。一番人数の多い階層ですので、どうしても対象者数も多くなり、1 千万円を超えるということです。市としても、人数の少ない階層を対象にしても、影響は少ないので、対象の多い階層に対し、できる限り負担減になるようにしたいという思いです。市の単独経費だけで 2 千万円以上の財源確保が必要になるということです。

委員

2 千万円以上の負担増になるということを、ぜひ、どこかに明記した方がアピールになると思います。

部会長

最初のタイトルに関するご質問についての回答はいかがですか。

事務局

確かに「幼児教育無償化制度に係る」という表題とは別の話になると思いますので、「3 号認定に係る保育料負担について」というような表現のほうがふさわしいと思います。検討させていただきます。

委員

今秋から無償化になるということで、私ども保護者の立場から申し上げると、ニュースやいろいろなところで「無償化」と言われていますので、「3 歳以降はタダになる」というような理解は得られていると思います。このような審議会に参加させていただき、資料の表等を見せただけであれば、理解も深まりますし、市の財源が大変だということも知ることができます。ホームページにも保育料の負担額がいくらかという表は掲載されていますが、その間のことがよくわかりませんので、「タダになる」という漠然としたイメージだけがあるように感じます。「財源の確保が大変だ」という説明があれば、この金額で納得、理解ができると思います。保護者全員にパンフレットを配るとなると、また、その財源が問題になると思いますが、市でポスター等をつくり、無償化になったとき、D 1 階層等の簡単なサンプルで、「このような方はこのような金額になる」

ということを示したり、無償化に伴い「この部分は負担があるが、この部分は無償になる」という具体例を挙げ、わかりやすく説明していただけるとよいと思います。

10 月まで時間はありませんが、保護者に対する情報の発信はお考えになっていますか。ホームページや各園の掲示板への掲示、認可外保育園でも使えるという説明等、保護者がわかりやすい情報発信のしかたができるとうよいと思います。

事務局

先日、法案が衆議院を通ったところで、参議院では今後、検討されるという段階です。法案も読みましたが、ほとんどが内閣府令や、厚生労働省令に振られている形になっています。そこに、細かい内容が記載されています。その情報の収集が第一ですが、あと半年になったにもかかわらず、情報が届いていません。

1 つ目に思っていることは、実際に運営されている法人の認定こども園や保育園、認可外園の方々に対して、手続き等の説明をしていかなければいけないということです。それは情報が入り次第、すぐに行わなければいけないと考えています。さらに、利用者に対しては、認可園の方については、ほぼ手続きは不要だと推測していますが、副食代等の問題もありますので、それについても説明をしていく必要があります。

今の段階で、来月、説明できるかと言えば、国からの情報も届いていないので難しいと思います。市としても、説明のリミットは6月くらいだと考えています。その後、認可したところには「確認」という行為を行っていますが、認可外施設や預かり保育も対象になりますので、そこでも「確認」という行為をしていただく必要があります。そのような事前準備が必要であり、保護者の方についても、保育の2号認定をもらっている方もおられますが、いわゆる認可外で来られて、保育が必要だという方は新たに認定しなければいけません。認定の申請が必要になります。そのような時間的なことも考え、ホームページにどこまで書けるのか検討しておりますが、しっかりと周知していかなければいけません。現在の情報が不確定ですので、混乱を招く可能性があります。そのため、正確な情報が入り次第、利用者の皆さんにも対象施設の皆さんにも素早く周知していきたいと考えています。

部会長

利用者に対する情報の発信の方法は、できるだけわかりやすくしていただきたいというご意見でした。どうしても、利用者は「安い方がいい」と考えがちですが、行政の努力もアピールすることで、利用者の行政に対する意識も変わってくるのではないかとご意見です。

委員

結論ありきの情報だけでなく、市の努力過程の保護者に見せることで、保護者も「無償化になったら、市も大変なんだ」と理解できると思います。

事務局

実際には、過去10年前までは、「保育料がこれだけかかっている」という表を載せていましたが、数字に関して、いろいろと批判的なご意見をいただいた経緯があり、載せることをやめています。

委員

尼崎市は兵庫県の中でも、昔から保育水準が高い地域です。ただ、何も知らずに尼崎市に来られて、子どもを保育所に通わせている方にとっては、それが標準の保育水準になります。「尼崎市は保育料が高い」と言われてしまうことがあります、保育の質のことを理解していただきたいと、個人的には思います。

部会長

理解のある保護者もおられますが、行政は結果しか出せないという面もあります。

委員

いろいろとご配慮されているところに敬意を表したいと思います。

保育料を決めるにあたり、現在の2号認定と1号認定は構いませんが、3号認定の短時間利用者と長時間利用者の比率はどれぐらいですか。

事務局

詳細は把握していませんが、大部分の方は標準時間です。

委員

国がこのような基準をつくっていますが、「子どもの最善の利益」という観点から考えると、標準時間の方がよいのか、短時間利用の方がよいのか、いかがでしょうか。

事務局

保護者が必要とする保育時間というものがありますが、現状から見ても標準時間の利用をされている方が多数おられます。短時間の制度ができたのは、新制度が始まってからになります。

委員

この制度が始まるまでは、標準時間は何時間でしたか。

委員

制度が始まるまでは全くなかったので11時間で延長は1時間です。

委員

開始の時間は11時間であっても、利用時間は標準11時間というものはなかったのではないですか。

委員

保育園の場合は「就労に応じて」ということですので、11時間利用したい人は11時間で同じ料金です。

委員

標準時間というものは決まっていますか。

事務局

新制度ができて8時間ということが決まりました。

委員

これは誰のための制度で、誰のための利用者負担なのかを、料金を決定する前に明確にするべきだと思います。市として標準時間利用を推進するのか、短時間利用するのか、ある程度、子育てについての見識を示すということが必要だと思います。

1 1時間と短時間の8時間の差の3時間分の1か月の保育料の差ですが、金額の差は、D5階層だと、標準時間が36,100円、短時間35,700円で400円になります。1日の一時預かりの利用料金にも満たないということです。このような額で扱われるのは、いかがでしょうか。

標準時間の利用者が多いことは、当然、フルタイムで働いている方が多いという理由からだと思いますが、一方で、本当にこれほど長時間、子どもたちが保育を受けるということに疑問がないのでしょうか。ワークライフバランスの推進ということで、「もう少し労働時間を減らし、親子の時間をつくる」ということが、子育ての中で大きな課題だと思います。「標準時間利用でも短時間利用でも変わらない」という前提であれば構いませんが、親子関係をつくる時間が大切だという見識をもつのであれば、両者の差はもう少しあってもよいと思います。

赤ちゃんは、やはりお母さんと一緒に居たいものだと思います。そうであれば、短時間利用で、頑張っただけで迎えにくる人に対しても、インセンティブや配慮が必要ではないかと思います。国はこのような制度をつくってしまい、本当に「天に唾を吐く」ようで、これで本当によいのかと懸念します。そのうち、子どもを預けることが親の権利になっても仕方がないと思います。子どもは、子どもの立場で物事を考えていかなければいけないと考えています。そうすると、この標準時間利用と短時間利用は、もう少し差をつけたほうがよいと思います。

「1千万円の費用負担が増える」ということで、確かにそのような意味で、標準時間利用を是とするのであれば、短時間利用者の利用単価を下げていくことで、より増えることになります。しかし、施設の問題としては、長時間利用が増えると、人件費が一段と増えるということがあります。人が潤沢にいて、互いに支え合えば問題ないのですが、保育士が集まらない状況の中で、長時間保育を推奨して、本当に質の高い保育ができるのかと疑問を感じます。

事務局

これは保護者のニーズ、いわゆる生活の状況を踏まえた中でつくられたものです。実際に国の算定に合わせてつくっていますので、それほど差はありません。ここで、尼崎市が半分にするとすると、とてつもない財源を捻出する必要があります。

今回、基本的なものは変えていません。2号認定については、国の保育料が変わりますが、基本的な国基準の保育料については、無償化になっても変わらないということになります。今回は現行の部分を基本に提示しています。それが国において変わらない限りは、市としての考え方は、今すぐには出せないと考えています。

保護者の生活環境を踏まえた中で、このような状況になっているということが実態です。

ご指摘については、社会全体的な考え方になっていかなければいけないと思います。

委員

国がこのような基準をつくってきていることが間違いなのですが、「子育てにやさしい尼崎」を実現しようとするのであれば、「働いている保護者にやさしい尼崎」なのか「子どもにやさしい尼崎」なのか、ある程度はつきりとさせた方がよいと思います。もちろん、双方にやさしいことが望ましいのですが、利用者負担額を考える上で、ある程度、市の姿勢を示したほうがよいのではないのでしょうか。標準時間の利用が必要な方もおられますが、努力すれば短時間が可能な方もおられます。保護者の状況を理解してあげられるような料金設定であるべきだと私は考えます。

また、副食費、主食費の問題がありますが、公立保育所については、全部、市が負担しなければいけないということで、財政難の中で大きな負担増になってくることは十分承知しています。食材費等が現在よりも増えるわけではありませんので、「そのような部分でも、すべて平等に」ということではなく、それぞれの事情に合わせた形で対応できればよいと思います。食材に関しては安くすることのみがよいとは思いません。きちんとした質のものを、きちんと提供することは大切です、そのようなことも合わせて考えていただき、トータルで尼崎市が、子どもたちにとってどのような姿勢を示すのかを明確にさせていただきたいと思います。また、保護者に対しては標準時間働くことを推奨するのか、ワークライフバランスをできるだけ推進し、せめて1歳、2歳の間は短時間利用を推奨するのか、もし后者であれば、それが経済負担にならないような料金設定にさせていただけることを願っています。

部会長

ありがとうございました。「子どもの最善の利益」という根源的な部分からのご意見でしたので、事務局も解答しにくいかもしれません。価値観、考え方の違いもあると思います。

委員

国の基準がおかしいのですが、それに市が合わせていかざるを得ないということもわかります。市は誠実にやっけていただいていることも、よくわかっています。

事務局

社会全体の構造にも関係してくる大きな課題だと認識しています。ワークライフバランスが社会に浸透しているかどうかということもあると思います。

部会長

参考ですが、例えば、スウェーデン等の北欧の国では、非常に子育て環境が充実しているといいますが、「2歳までは家庭内保育ができるように、国が全てを支える」という形になっています。本来は、「親と子、行政がパートナーシップを組みながら、子どもの最善の利益を考えていく」ということ構造が考えられるとベストだと思います。権利が何でも主張されてしまうと、困る部分も出てくると思います。利用負担が安ければ何でもよいという発想だと、利用者側にモラルや意識の問題にも関わってきます。難しい問題だと思います。

委員

子育てとはどうあるべきかという見識を、市として示すべきだと思っています。国の制度に乗ってしまう就労支援ということです。M字カーブで、就労率の低い部分の保護者に対する就労支援だけの制度にしてしまてはいけないということです。

部会長

その表現は大変よくわかります。

委員

私は正社員ですが、短時間勤務をする場合、6時間は働かなければいけません。8時間労働であれば、最短2時間カットまでしか認められません。というのは、1日6時間を切ると保険制度のしくみが変わり、社会保険から外れてしまいます。M字にならないように正社員のまま長く働きたいと思うと、子育て期間はなるべく家で親が子どもの面倒をみたくても、6時間勤務がギリギリのラインです。6時間の時短勤務をして、定時で帰り、父親と交代でお迎えに行くとなると、やはり標準時間の保育になってしまいます。

委員

そうですね。そうすると、尼崎市は、例えば、8時間を短時間にせずに、例えば9時間とする等、実態に合った形にするべきだと思います。

また、11時間というものが本当に適正なののでしょうか。現実には11時間保育を利用している人がどのような状況なのかわかりませんが、元々11時間保育は東京ルールで、9時間勤務で、往復の時間が各1時間で、合計11時間というものです。つまり、全国一律11時間とすることが本当によいのかということです。ただ、11時間かかる人もおられますので、11時間の枠を開けておく必要は当然あります。利用実態に合わせて利用できるという選択肢があり、それに応じて保育料も決まっていくということがよいと思います。

なかなかそのようにはできないことは重々わかっていますが、金額を見ていると疑問を感じます。利用者負担検討部会で、この点に触れずに、このように配慮されていることだけで納得してしまっただけではないように思います。

委員

私も、確かに、この短時間保育の金額をみたときに驚きました。なぜ、このような金額になっているのかわかりません。国の指標に従わなければいけない部分もあるでしょうが、市独自の考えでできることがあれば、進めなければいけないと思います。この金額だと、「標準時間のほうが得だ」という損得勘定が出てしまうということが見てとれます。

委員

企業主導型保育園は、今までの認可保育園と違い、13時間開所が基本になっています。たぶん、11時間開所でも長いというご意見でしたが、それ以上に長い13時間、朝7時から夜8時までの保育となります。特に、企業主導型保育園が平成28年度から実施しているということもあり、国が考える最近の就労事情に合わせた時間で行っているのだと思います。

私どもの園の保護者の中にも、朝7時に預けて、夜8時でもぎりぎり迎えに来られるかどうかわからないという方がいます。最近ではシングルマザーの就労も増えてきていますし、母親が出張に行くようなプランナーやプロデューサーの方や結婚式関係の仕事をしている方は、特にそのような事態になります。国は、段々と「保育園は長時間でも預からなければいけない」という方向性に向っています。ただ、その一方で、ワークライフバランス等も推奨されていて、そこに

矛盾があると思います。

特に、企業主導型保育園では、標準時間と短時間について、保育料の話だけを申し上げますと、年齢別に一律で、収入は関係ありません。0歳児であれば37,100円であり、一律化されています。その中には週5日預けておられる方もいますし、週4のパート勤務でも、月に16日以上利用すれば、月極めと判定するという形をとっています。その差別化がされていません。そのような意味では新しい保育園で新しい試みをしているのかと思います。

国は長時間保育の方向に向かっています。その一方で、長時間の割りに、「週2日は必ず親子のコミュニケーションをとるために、できれば休んでほしい」「最低でも週1日、連続で7日以上来る子どもがいないように」ということで、それが指導対象になるということです。国も、暗中模索という状況だという印象は受けます。

私も5歳児の親で、朝7時から夜8時まで認可保育園に預け、さらに30分の延長することもあります。自分の子どもを園に送り、夜に迎えに行き、その後、自分の職場の保育園で子どもを抱っこしながら、仕事をしたりすることもあります。バランスをとることは難しいと感じています。

保育園の場合は、お母さんたちは息を切らしてお迎えに来られます。そのように、認可保育園なら1分1秒を争い、お迎えにきていただいていることも、今後考えていかなければいけない大きな課題だと思います。

委員

保護者に積極的に前向きな解釈をしていただけているということで、行政側としては、ご意見をいただきありがたいと思っています。行政の現状と保育料のしくみ、組み立て方は、それほど謙譲することなく、きっちりと伝えたらよいと思います。伝え方が、ネガティブキャンペーンにならないように気をつけなければいけません。やり方を間違えると、貧乏行政だと思われてしまいますし、破たん寸前だと言われても困ります。上手な伝え方をすることが必要で、知恵を絞っていただきたいと思っています。

委員のご意見は正論だと思いますが、それを言い出すと、保育所の存在論とか働き方について、原理論的な話になってきます。論点としては、今回は「保育料の話」だということが1つあります。もう1つは「子どもの権利」「保護者の権利」ということで、ソーシャルな課題として、社会的に検討すべき課題だと認識しながらご意見をうかがいました。

「実態」という言葉で切っていくと、保護者の実態で保育を考えるのか、時間という実態で考えていくのか、子どもという実態で考えていくのか、いろいろな切り口がでてきて、論点が錯綜していきます。いろいろな人のいろいろな意見が出てきます。そのように考えると、向くべきベクトルさえ間違えなければ、3号認定の子どもが11時間辛い思いをしていると思われなように、保育の質を担保する努力を両輪として行っていくべきだと思います。

私の子ども2人も0歳児から9年間保育園を利用しました。今は立派に育ち、1人は社会人になりましたが、保育園のお陰だと思っています。

ただ、子どもの観点からみて、かわいそうなのかどうか、権利的な視点、身体的な視点から見ていくとまだまだ検討の余地はあると思います。

部会長

なかなか個別の子育て論も原理的な部分ですので難しいと思います。この利用者負担の設定の

際に、女性を就労に引っ張り出すような、就労支援のような形になってしまうのはどうなのでしょう。本来の意味での「子どもの最善の利益」はどのようなところにあるのか、再度心得ておくとよいと思います。

現実はこのような形になりますが、「尼崎市としては原則をここに置いている」ということを明確にさせていただきたいと思います。国も、長時間保育を奨励しながら、ワークライフバランスも勧めるということで整合性が取れていないようにも思います。

委員

私どもは認定こども園や保育所の先生方とお話をしている中で、実感として「長時間預かることが、子どもにとってよいものではない」という確信があります。「3歳児神話はない」と言われていることは、もちろんその通りだと思いますが、文頭に「良質な保育を受けていれば」という文言が付きます。良質な保育とは、施設保育だけではなく、家庭科教育も含めたものだと思いますので、我々は施設の保育と家庭の教育をどのように支えていくかを考えていかなければいけないと思います。

部会長

確かに3歳児神話は1つの神話だと言われますが、「3歳児神話が神話である」という科学的根拠も実はまだ示されていません。

委員

「適正な保育を受けていれば」という文言が文頭に入っていますが、それを無視して、「3歳児神話はない」と言うことは間違いです。長時間預けることがあるのは当然だと思いますが、子どもと付き合う1日最長4時間をどのように過ごすかということです。地域性や親の特性や収入も関係しますが、これは、その子どもの最も基本的な人格の形成する一番大切なところですので疎かにはできないと思います。

答えの出ない質問をしましたが、子育てをしっかりと応援しようということであれば、そのようなことまで考えていただきたいという願いはあります。この案を否定するものではありません。

委員

まさしくその通りだと思います。

部会長

この答申に関しては、最後の部分は、財源の目途が付き次第できる限り早い段階でD5階層とD6階層について検討していくということです。

この枠組みをつくることによって、行政で政策調整を進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

3 その他

●今後の日程等の事務連絡

部会長

これをもって、尼崎市子ども・子育て審議会第3回利用者負担検討部会を終了します。

閉会

以 上

会 議 録 署 名 者

委 員

委 員